⑿　その他
　ａ　元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
　ｂ　申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の組合等への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
　ｃ　当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
⒀　主要な経営指標等の推移
　組合等の直近５事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
　⑷　営業収益
　⑸　経常利益金額又は経常損失金額
　⑹　当期純利益金額又は当期純損失金額
　⑺　出資持分総額
　⑻　発行済出資持分の総数
　⑼　純資産額
　⑽　総資産額
　⑾　１単位当たり純資産額
　⑿　１単位当たり当期純利益金額又は当期純損失金額
　⒀　分配総額
　⒁　１単位当たり分配金額（剰余金の分配と出資の払戻しを区分して表示すること。）
　⑴　自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
　㈨　自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。㈶において同じ。）
⒂　組合等の目的及び基本的性格
　ａ　契約又は規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された組合等の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。
　ｂ　組合等の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
⒃　組合等の沿革
　成立経緯、名称の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
⒄　組合等の仕組み
　ａ　組合等の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。
　ｂ　組合等及び組合等の関係法人（資産の運用を行う者（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、組合の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容（組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。
⒅　組合等の機構
　組合等の機構（組織、運用体制に関する内部規則、内部管理及び組合等の業務の執行に係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、組合等による関係法人に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
　なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
⒆　組合等の出資総額
　有価証券届出書提出日の直近日現在の組合等の出資総額、組合等が発行する出資持分の総数及び発行済出資持分の総数を記載すること。
　なお、最近５年間における出資持分総額及び発行済出資持分の増減についても併せて記載すること。
⒇　その他
　ａ　契約又は規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
　ｂ　訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
㉑　投資方針
　組合等の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
㉒　投資対象
　ａ　投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
　ｂ　投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。
㉓　運用体制
　組合等の運用体制（当該運用体制に関する組織及び内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
㉔　分配方針
　契約又は規約に規定された分配方針を記載すること。
㉕　投資制限
　ａ　法令、契約又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
　ｂ　有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
㉖　投資リスク
　ａ　投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
　　また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
　ｂ　投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
㉗　手数料等及び税金
　投資者が申込みから払戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下㉗及び㉛において「手数料等」という。）の記載に当たっては、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
㉘　申込手数料
　申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
㉙　払戻し手数料
　払戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
㉚　管理報酬等
　組合等から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。
㉛　その他の手数料等
　内国有価証券投資事業権利等に係る手数料等のうち㉘から㉚までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
㉜　課税上の取扱い
　分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。